官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
一　特定国外派遣組織を指定する件（総務二一五）
二　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十七条第一項の規定による届出があった件（法務四八）
三　国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるスーダンにおけるダルフール和平阻害関与者等を指定する件（外務一九五）
四　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務一五四～一五七、一五九）
五　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同一五八）
六　砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通六七二、六七三）
七　旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（観光庁九）
〔国会事項〕
令和八年度管理業務主任者試験の実施について（国土交通省）
〔官庁報告〕
国家試験
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係
会社その他

その他告示

○総務省告示第二百十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年六月五日

一　名　称	総務大臣　林　芳正
二　国外派遣期間	令和八年度国連三角パートナーシップ・プログラム訓練（ケニア）への派遣教官団 令和八年六月六日から令和八年七月二十七日まで
三　派遣人数（概数）	二十人程度
四　派遣地域	ケニア共和国

○外務省告示第百九十五号

国際連合安全保障理事会決議第千五百九十一号に基づき設立された同理事会制裁委員会が令和八年四月二十八日に発出した情報に基づき、国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるスーダンにおけるダルフール和平阻害関与者等を指定する件（平成十八年外務省告示第三百七十四号）の一部を次のとおり改正する。

令和八年六月五日

外務大臣　茂木　敏充

別表に次のように加える。

（別表）

11. アル=ゴニー・ハムダン・ダガロ
AL-GONEY HAMDAN DAGALO
国連参照番号：SDi.011
役職：即応支援部隊（RSF）調達統括官
Procurement Director of the Rapid Support Forces
生年月日：1990/8/7
出生地：ニャラ北部、スーダン
Nayala North, Sudan
別名：アルゴニー・ハムダン・ダガロ；アル=ゴニ・ハムダン・ダガロ
ALGONEY HAMDAN DAGALO; AL-QONI HAMDAN DAGALO
国籍：スーダン
Sudan
旅券番号：スーダン旅券　B00017334；スーダン旅券　B00024943、2031年9月27日失効；ケニア旅券　AK1586127
身分登録番号：アラブ首長国連邦　784199014302485
住所等：ドバイ、アラブ首長国連邦
Dubai, United Arab Emirates
リスト掲載日：2026年4月28日
その他の情報：性別：男性。インターポール・国連安全保障理事会特別手配ウェブリンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

○法務省告示第四十八号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十七条第一項の規定に基づき、次の認証紛争解決事業者から同項第四号に規定する行為（認証紛争解決手続の業務の廃止）をしようとする旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

令和八年六月五日

法務大臣　平口　洋

認証紛争解決事業者の名称及び住所
山口県司法書士会
山口県山口市駅通り二丁目九番十五号

廃止予定年月日
令和八年六月三十日

12. アルバロ・アンドレス・クイジャーノ・ベセラ
ALVARO ANDRES QUIJANO BECERRA
国連参照番号：SDi.012
役職：インターナショナル・サービス・エージェンシー（A4SI）創設者
Founder of International Services Agency （A4SI）
生年月日：1967/７/18
出生地：ボゴタ、コロンビア
Bogota, Colombia
国籍：コロンビア；イタリア
Colombia ; Italy
旅券番号：コロンビア旅券　ＡＰ628498；イタリア旅券　ＹＢ7731256、2031年３月１日失効
身分登録番号：コロンビア国民身分証　80413253
リスト掲載日：2026年４月28日
その他の情報：性別：男性。インターポール・国連安全保障理事会特別手配ウェブリンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals
13. クラウディア・ビビアナ・オリベロス・フォレロ
CLAUDIA VIVIANA OLIVEROS FORERO
国連参照番号：SDi.013
役職：インターナショナル・サービス・エージェンシー（A4SI）所有者兼経営者
Owner and manager of International Services Agency (A4SI)
生年月日：1973/１/２
出生地：ボゴタ、コロンビア
Bogota, Colombia
国籍：コロンビア
Colombia
旅券番号：コロンビア旅券　ＡＺ321704、2032年７月20日失効
身分登録番号：コロンビア国民身分証　52252815
リスト掲載日：2026年４月28日
その他の情報：性別：女性。インターポール・国連安全保障理事会特別手配ウェブリンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals
14. マテオ・アンドレス・ドゥケ・ボテロ
MATERO ANDRES DUQUE BOTERO
国連参照番号：SDi.014
生年月日：1975/４/７
出生地：ボゴタ、コロンビア
Bogota, Colombia
国籍：コロンビア；スペイン
Colombia ; Spain
旅券番号：コロンビア旅券　ＡＳ272175、2026年３月31日失効；スペイン旅券　ＸＤＤ789846；コロンビア旅券　ＢＦ868819、2035年３月１日失効
身分登録番号：コロンビア国民身分証　79782423
住所等：カジェ77　9　76　302号室、ボゴタ（コロンビア共和国）
Calle 77 9 76 APT 302, Bogota, Colombia
リスト掲載日：2026年４月28日
その他の情報：性別：男性。インターポール・国連安全保障理事会特別手配ウェブリンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

○財務省告示第百五十四号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年五月七日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年六月五日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	国庫短期証券（第1378回）
2	発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5	募入決定の方法	
⑴	価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6	発行額	
⑴	価格競争入札発行	額面金額で3,509,080,000,000円
⑵	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で1,090,900,000,000円
7	払込金額	
⑴	価格競争入札発行	3,502,057,475,800円
⑵	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	1,088,717,109,100円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和８年５月７日
11	発行価格	
⑴	価格競争入札発行	額面金額100円につき99円79銭８厘５毛以上のそれぞれの応募価格
⑵	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円79銭９厘９毛
12	償還期限	令和８年８月３日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13	償還金額	額面金額100円につき100円
14	元金支払場所	日本銀行
15	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16	払込期日	令和８年５月７日

○財務省告示第百五十五号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年五月十一日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年六月五日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	国庫短期証券（第1379回）
2	発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5	募入決定の方法	
(1)	価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6	発行額	
(1)	価格競争入札発行	額面金額で2,931,870,000,000円
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で868,100,000,000円
7	払込金額	
(1)	価格競争入札発行	2,918,409,722,200円
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	864,115,421,000円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和８年５月11日
11	発行価格	
(1)	価格競争入札発行	額面金額100円につき99円53銭６厘以上のそれぞれの応募価格
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円54銭１厘
12	償還期限	令和８年11月10日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13	償還金額	額面金額100円につき100円
14	元金支払場所	日本銀行
15	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16	払込期日	令和８年５月11日

○財務省告示第百五十六号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年五月十一日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年六月五日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	国庫短期証券（第1380回）
2	発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5	募入決定の方法	
(1)	価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6	発行額	
(1)	価格競争入札発行	額面金額で3,421,630,000,000円
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で978,300,000,000円
7	払込金額	
(1)	価格競争入札発行	3,414,463,800,750円
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	976,251,439,800円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和８年５月11日
11	発行価格	
(1)	価格競争入札発行	額面金額100円につき99円78銭８厘５毛以上のそれぞれの応募価格
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円79銭６毛
12	償還期限	令和８年８月10日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13	償還金額	額面金額100円につき100円
14	元金支払場所	日本銀行
15	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16	払込期日	令和８年５月11日

○財務省告示第百五十七号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年五月十八日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年六月五日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	国庫短期証券（第1381回）
2	発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5	募入決定の方法	
⑴	価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6	発行額	
⑴	価格競争入札発行	額面金額で3,394,620,000,000円
⑵	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で1,005,300,000,000円
7	払込金額	
⑴	価格競争入札発行	3,387,266,882,700円
⑵	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	1,003,122,520,200円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和８年５月18日
11	発行価格	
⑴	価格競争入札発行	額面金額100円につき99円78銭１厘以上のそれぞれの応募価格
⑵	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円78銭３厘４毛
12	償還期限	令和８年８月17日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13	償還金額	額面金額100円につき100円
14	元金支払場所	日本銀行
15	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16	払込期日	令和８年５月18日

○財務省告示第百五十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年五月二十日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年六月五日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	国庫短期証券（第1382回）
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5	募入決定の方法	
⑴	価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6	発行額	
⑴	価格競争入札発行	額面金額で2,294,580,000,000円
⑵	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で705,400,000,000円
7	払込金額	
⑴	価格競争入札発行	2,268,817,813,000円
⑵	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	697,478,358,000円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和８年５月20日
11	発行価格	
⑴	価格競争入札発行	額面金額100円につき98円87銭以上のそれぞれの応募価格
⑵	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき98円87銭７厘
12	償還期限	令和９年５月20日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13	償還金額	額面金額100円につき100円
14	元金支払場所	日本銀行
15	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16	払込期日	令和８年５月20日

○財務省告示第百五十九号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年五月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年六月五日　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	国庫短期証券（第1383回）
2	発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5	募入決定の方法	
(1)	価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6	発行額	
(1)	価格競争入札発行	額面金額で3,364,680,000,000円
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で1,035,300,000,000円
7	払込金額	
(1)	価格競争入札発行	3,357,282,596,800円
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	1,033,023,375,300円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和８年５月25日
11	発行価格	
(1)	価格競争入札発行	額面金額100円につき99円77銭８厘５毛以上のそれぞれの応募価格
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円78銭１毛
12	償還期限	令和８年８月24日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13	償還金額	額面金額100円につき100円
14	元金支払場所	日本銀行
15	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16	払込期日	令和８年５月25日

○国土交通省告示第六百七十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年六月五日　国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

朝日川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和八年内務省告示第四百四十五号で指定した土地の区域及び昭和二十六年建設省告示第八百二十号で指定した前川に掲げる土地の区域を除く。）

新潟県長岡市木山沢

字大坪	三九九番一	一号
	三九九番三	二号
字赤古川	六八一番	三号
	六八二番	四号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱五号から十一号までを順次結んだ線及び標柱五号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和八年内務省告示第四百四十五号で指定した土地の区域を除く。）

新潟県長岡市木山沢

字大坪	六七二番	五号から七号まで
字赤古川	三九五番二	八号
	六七八番	九号から十一号まで

○国土交通省告示第六百七十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年六月五日　国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

石ケ谷

二　砂防法第二条の土地の表示

岡山県美作市五名の区域内の土地のうち、次の一点から三十七点までを順次結んだ線及び一点と三十七点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°03′33.3774″	134°16′32.1164″
2	35°03′33.4612″	134°16′32.2603″
3	35°03′33.6874″	134°16′32.4681″
4	35°03′33.7606″	134°16′32.4544″
5	35°03′33.9246″	134°16′32.8131″
6	35°03′34.0875″	134°16′32.9220″
7	35°03′34.1747″	134°16′33.0281″
8	35°03′34.2731″	134°16′32.9453″
9	35°03′34.3016″	134°16′32.9291″
10	35°03′34.4268″	134°16′33.0455″
11	35°03′34.8057″	134°16′33.0813″
12	35°03′34.8901″	134°16′33.1857″
13	35°03′34.7834″	134°16′33.4882″
14	35°03′35.1004″	134°16′33.6638″
15	35°03′35.5319″	134°16′33.6599″
16	35°03′35.6536″	134°16′33.8148″
17	35°03′35.5198″	134°16′34.5166″
18	35°03′35.9446″	134°16′35.0737″
19	35°03′36.7641″	134°16′36.6972″
20	35°03′36.4692″	134°16′37.4995″
21	35°03′36.6203″	134°16′39.2036″
22	35°03′36.8511″	134°16′40.2347″
23	35°03′36.2188″	134°16′39.4623″
24	35°03′35.9134″	134°16′38.5825″
25	35°03′35.7016″	134°16′36.7271″
26	35°03′34.9044″	134°16′35.5472″
27	35°03′34.0942″	134°16′35.7568″
28	35°03′33.9921″	134°16′35.4536″
29	35°03′34.1080″	134°16′34.7967″
30	35°03′33.6547″	134°16′34.6469″
31	35°03′33.5753″	134°16′34.5623″

32	35°03′33.6408″	134°16′33.7976″
33	35°03′33.6933″	134°16′33.5102″
34	35°03′33.6429″	134°16′33.3315″
35	35°03′33.7140″	134°16′33.1675″
36	35°03′33.3806″	134°16′32.4702″
37	35°03′33.2634″	134°16′32.2517″

○観光庁告示第九号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、株式会社ＭＩＲＡＩ（登録研修機関第七十一号）から代表者の氏名及び研修業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

令和八年六月五日

観光庁長官　村田　茂樹

一　代表者の氏名の変更

変更前	李　慶毅
変更後	木村　慶毅

二　変更の年月日　令和七年十一月十日

三　研修業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	大阪府大阪市北区西天満三丁目五番十八号二階
変更後	大阪府大阪市北区西天満三丁目五番十八号第三振興ビル五階

四　変更の年月日　令和八年四月十五日

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

六月三日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律

議案提出

六月三日内閣から提出した議案は次のとおりである。

令和八年度一般会計補正予算（第１号）

令和八年度特別会計補正予算（特第１号）

議案送付

六月三日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案

議案通知書受領

六月三日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案

議事日程

六月四日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十九号

令和八年六月四日（木曜日）

午後五時開議

第一　令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）

第二　令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）

第三　著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

参議院

議案受領

六月三日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四八号）

議案受領（予備審査）

六月三日内閣から次の議案が送付された。

令和八年度一般会計補正予算（第１号）（閣予第七号）

令和八年度特別会計補正予算（特第１号）（閣予第八号）

議案付託（予備審査）

六月三日議長は、次の内閣送付案を委員会に付託した。

令和八年度一般会計補正予算（第１号）（閣予第七号）

令和八年度特別会計補正予算（特第１号）（閣予第八号）

予算委員会に付託

議決通知

六月三日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案

質問主意書提出

六月三日議員から次の質問主意書が提出された。

「公共インフラ整備」の経費を含む安全保障関連経費に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第五二号）

ホルムズ海峡の封鎖等の影響により事業活動を縮小した事業主を迅速に支援するための雇用調整助成金の要件見直し等に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第五三号）

法律公布奏上及び通知

六月三日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律

官庁報告

国家試験

令和８年度管理業務主任者試験の実施について

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第67条において準用する同令第５条の規定に基づき、管理業務主任者試験の実施について次のとおり公告する。

令和８年６月５日

国土交通大臣　金子　恭之

１．試験期日　令和８年12月６日（日）午後１時から午後３時まで。

２．試験地　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県及び沖縄県並びにこれらの周辺地域

３．試験実施機関　一般社団法人マンション管理業協会

〒105―0001　東京都港区虎ノ門１―13―３（虎ノ門東洋共同ビル２Ｆ）　電話番号　03―3500―2720

４．出題の根拠となる法令等　出題の根拠となる法令等は、令和８年４月１日現在で施行されているものとする。

５．受験申込手続

①　受験申込案内書　令和８年８月３日（月）から令和８年８月24日（月）まで、一般社団法人マンション管理業協会の本部・支部、国土交通省（各地方整備局等を含む）、都道府県、政令指定都市等において配布する。

②　受験申込方法　受験申込の必要事項を③の受付期間内に一般社団法人マンション管理業協会所定のWeb申込画面に入力する方法（以下「Web申込」という。）又は受験申込案内書に同封されている受験申込書等を③の受付期間内に案内書に記載された宛先に郵送する方法（以下「郵送申込」という。）。

③　受付期間　Web申込は令和８年８月３日（月）から令和８年９月30日（水）まで。郵送申込は令和８年８月３日（月）から令和８年８月24日（月）まで。（当日消印有効）

６．受験手数料　8,900円

７．合格者発表等　令和９年１月15日（金）に、Web申込者には、一般社団法人マンション管理業協会所定の個人のWeb画面上でその者の合否を通知する。郵送申込者には、一般社団法人マンション管理業協会から合否通知を送付する。

また、一般社団法人マンション管理業協会ホームページ上に合格者の受験番号を掲載する。

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２１号

愛知県高浜市田戸町２丁目２番地４４
清算株式会社　　三州野安株式会社
１　決定年月日　令和８年５月２１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所岡崎支部

更生計画案議決権行使方法等

令和７年（ミ）第２号から第５号

埼玉県戸田市下戸田二丁目１６番２号
更生会社　コア・ファーマシー株式会社
東京都文京区本郷一丁目５番７号宝生ハイツ５０５
更生会社　シティ・メディカル・ホールディングス株式会社
東京都文京区本郷一丁目５番７号宝生ハイツ５０５号
更生会社　シー・シー・コア・ファーマシー株式会社
茨城県日立市折笠町５６４番地２
更生会社　株式会社コンフィアンス
１　議決権行使の方法
書面投票による行使
２　投票期間
令和８年５月22日から同年７月22日まで
３　決議の組分け
更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
４　議決権不統一行使の通知期限
令和８年７月８日
令和８年５月22日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は令和八年七月八日に合併して甲は乙の権利義務全部（甲の優先株式二百万株を含む。）を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月六日

掲載頁　五十一頁（号外第一七九号）

令和八年六月五日

福岡市東区馬出一丁目一一番一一号

（甲）日本乾溜工業株式会社

代表取締役　兼田　智仁

福岡市東区馬出一丁目一一番一一号

（乙）株式会社ＦＣＰ１８

代表取締役　眞角　雅信

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の保険代理店事業を除く一切の事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）https://seiwa-planning.jp/

令和八年六月五日

和歌山県田辺市東山一丁目五番一四号Ｓシティビル二〇二号

（甲）合同会社正和プランニング

代表社員　坂本　正和

和歌山県田辺市東山一丁目五番一四号Ｓシティビル二〇二号

（乙）株式会社正和プランニング

代表取締役　坂本　正和

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の保険代理店事業を除く一切の事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年六月五日

掲載頁　二頁

（乙）https://e-hoken-soudan.com/

令和八年六月五日

福岡市博多区東那珂一丁目一四番四六号

（甲）株式会社ＩＣＣソリューション

代表取締役　原口　昌夫

福岡市博多区東那珂一丁目一五番五五号

（乙）株式会社保険相談ＦＰセンター

代表取締役　原口　昌夫

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社菊屋パートナーズ（住所、東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目七番九号）に対して当社の不動産賃貸・管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年六月四日

掲載頁　二頁

令和八年六月五日

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目七番八号

株式会社菊屋

代表取締役　宮﨑　浩彰

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社マルビシとし、効力発生日は令和八年八月七日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月五日

札幌市東区北三十三条東十五丁目二番一〇―二〇一号

合同会社マネージ

代表社員　藤田　貴寛

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月五日

北海道旭川市緑町十二丁目一一二五番地二四

合同会社フィフティーセブン

代表社員　佐藤　秀平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月五日

北海道石狩市花川南八条四丁目一一〇番地

合同会社ＨＳＣ

代表社員　白川　秀幸

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月三十日であり、組織変更後の商号は株式会社ＮＥＸＰＡＬＡＣＥとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月五日

群馬県伊勢崎市下植木町一一番地一

合同会社ヒセイ

代表社員　由　広清

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月五日

東京都大田区東雪谷二―一九―一―二〇五

ＪＫＫ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ合同会社

代表社員　橘　航大

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月七日であり、組織変更後の商号はＫＳＢホールディングス株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月五日

神奈川県横浜市緑区東本郷六丁目一番八号

Ｂｒｉｄｇｅコンサルティング合同会社

代表社員　杉村　裕子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月五日

富山市黒瀬八一番地二

Ｎｅｗ　Ｇｅｎｅｒａｔｉｏｎ　ＪＡＰＡＮ合同会社　代表社員　小崎　伶

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月五日

岐阜県関市栄町二丁目四一番地

合名会社山田興産

代表社員　山田　武司

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月五日

愛知県海部郡蟹江町舟入一丁目一〇一番地

合資会社東光電業社

代表社員　服部　年也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月五日

滋賀県草津市平井五丁目一〇番二〇号ディオフェルティ九〇一号　合同会社ふくろう

代表社員　沢田　知也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月五日

大阪市北区梅田一丁目二番二号大阪駅前第二ビル一二―一二　合同会社Ｌａ　Ｆｉｎ

代表社員　細井隆之介

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月一日であり、組織変更後の商号は株式会社南宇和車検センターとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月五日

愛媛県南宇和郡愛南町中川五三六番地一

南宇和自動車整備協業組合

代表理事　中谷　龍生

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月五日

熊本市西区田崎三丁目三番一三号

南九州飲料合同会社

代表社員　重田千代美

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月二十九日

掲載頁　七十四頁（号外第一二〇号）

令和八年六月五日

青森市長島一丁目三番二二号

Ｇｒａｖｉｔａｔｉｏｎ　Ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ株式会社

代表取締役　宮城　直志

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千百十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月五日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目八番四号ＥＸ恵比寿西ビル五階

株式会社ピーナッツグループ

代表取締役　立花　京一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千万円減少し八千二百四十五万円とすることにいたしました。

その減少額の二億五千万円を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年七月十日であり、株主総会の決議は、令和八年五月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://itms.co.jp/balancesheet/

令和八年六月五日

東京都中央区日本橋本町三丁目一一番五号

ｉＴＭＳ株式会社

代表取締役　宋　軍波

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年六月五日

新潟市西区坂井東一丁目六番一五号

有限会社クローバー企画

代表取締役　中野　達也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年七月二十四日であり、株主総会の決議は、令和八年五月二十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年六月五日

長野県松本市中央一丁目一番一三号

有限会社富田屋

代表取締役　老平　隆広

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年六月五日

静岡県磐田市笹原島八二番地の三

知多梱包輸送有限会社

代表取締役　上田　哲也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万六千四百八十四円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりですが、期中に増資を行い現在の資本金の額は一億五千万六千四百八十四円となっております。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月三十日

掲載頁　三二三頁（号外第一〇〇号）

令和八年六月五日

北九州市小倉北区東港一丁目三番七号

大平紙業株式会社

代表取締役　五郎丸　浩

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円、資本準備金の額を二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年五月二十日

掲載頁　十三頁

令和八年六月五日

千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

イオン不動産サービス株式会社

代表取締役　鈴木　一郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億四千九百九十九万八千七百九十五円、資本準備金の額を三億九千九百九十九万八千六百七十九円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年五月二十五日

掲載頁　二十一頁

令和八年六月五日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号大手町ビル四階ＦＩＮＯＬＡＢ

株式会社ＺＩＲＩＴＺ

代表取締役　島﨑　怜平

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月五日

埼玉県戸田市美女木東二丁目四番地一

株式会社フジメカニック

代表取締役　逸見　壽孝

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月五日

埼玉県戸田市笹目北町一四番五号

株式会社ディーエムサービス

代表取締役　逸見　宣春

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月五日

東京都千代田区岩本町二丁目四番五号

スタイルビル株式会社

代表取締役　住本　雅昭

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月五日

東京都墨田区両国四丁目三一番一六号

みのり株式会社

代表取締役　小川　和久

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月五日

新潟県新潟市西区流通センター六丁目二番地四

株式会社新潟カーゴサービス

代表取締役　伴田　勉

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月五日

愛知県岩倉市大地町上千三一番地

カウパック株式会社

代表取締役　柴田　博幸

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月五日

京都府福知山市東羽合町一四九番地

株式会社キタムラ

代表取締役　北村　篤

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月五日

大阪府東大阪市七軒家一八番一五号

大阪銘板株式会社

代表取締役　山口　徹

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月五日

愛媛県新居浜市東田二丁目甲一六三二番地二

石和設備工業株式会社

代表取締役　竹下　恭睦

令和八年六月五日
大阪市鶴見区鶴見四丁目一番一二号
（甲）株式会社アサヒペン
代表取締役　澤田　耕吾
大阪市鶴見区鶴見四丁目一番一二号
（乙）株式会社アサヒペン・ホームインテグサービス
代表取締役　木村　拓

正誤

令和八年四月十四日（号外第八十八号）公布財務省令第三十九号（法人税法施行規則の一部を改正する省令）
（原稿誤り）
四六ページ別表十㈦中

「
関西国際空港用地整備準備金積立額又は中部国際空港整備準備金積立額（別表十二（十）「15」又は別表十二（十一）「10」）	6
」

は

「
関西国際空港用地整備準備金積立額又は中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額（別表十二（十）「15」又は別表十二（十一）「10」）	6
」

の

誤り。

ページ	段	行	誤	正
八	下	改正後欄終りから一五	3．2	3．2

令和八年五月二十九日（号外第一二〇号）掲載の合併公告及び貸借対照表の要旨並びに決算公告（枠組）中、（甲）株式会社アサヒペンの貸借対照表の要旨の金額の単位「単位：百万円」とあるは「単位：千円」の誤りにつき訂正します。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。
以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。
令和八年六月五日
名古屋市昭和区恵方町一丁目三五番地
ローカルパートナーズ協同組合
代表理事　坂東　良一

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金三十一億円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月二十六日
掲載頁　四十九頁（号外第二五八号）
令和八年六月五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内
ジェイ・ユー・ピー・ホールディング特定目的会社　取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十八億四千万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年五月二十九日
掲載頁　八十七頁（号外第一二〇号）
令和八年六月五日
東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内
ＡＡＪ　Ｃ特定目的会社
取締役　池田　卓也

訂正公告

令和八年五月二十九日（号外第一二〇号）掲載の合併公告及び貸借対照表の要旨並びに決算公告（枠組）中、（甲）株式会社アサヒペンの貸借対照表の要旨の金額の単位「単位：百万円」とあるは「単位：千円」の誤りにつき訂正します。

出資一口の金額の減少公告

当組合は、令和八年五月二十二日開催の通常総会において、出資一口の金額を金十万円から金五千円に減少することを決議しました。
この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。